

■再編等に関する実施計画

令和6年3月

施設棟番号	G—6		所管部署	健康福祉部	福祉総務課	福祉総務係
施設分類	大分類	保健・福祉施設	中分類	保健福祉施設	小分類	
施設名称	秋川ふれあいセンター					
所在地	あきる野市平沢175—4				敷地面積(㎡)	10,410.55
延床面積(㎡)	3,834.21	構造	RC造		建築年度	平成5
					経過年度	30

計画期間	令和6(2024)年度～令和17(2035)年度					
①事業の概要	・設置根拠：あきる野市総合福祉センターの設置及び管理に関する条例 ・設置目的：高齢者、心身障害者等の福祉の増進及び市民相互のふれあい活動を通じて地域福祉の向上を図る（あきる野市総合福祉センターの設置及び管理に関する条例） ・対象者：高齢者、心身障害者等すべて ・サービスの概要：施設の貸出（会議室・和室・ホール）					
②事業の現状	・利用形態：あきる野市社会福祉協議会（指定管理者）事務所、こすもす福祉作業所（軽度の知的障がい者作業所）、ひばり分室（重度知的障がい者訓練所）〔令和6年3月31日廃止予定〕、もろこし畑（障がい者の団体が運営する福祉喫茶）、貸出施設、災害ボランティアセンター（災害時） ・利用状況は、新型コロナウイルス感染症の影響は受けたが、回復基調にある。					
③将来的な事業のあり方（方向性）	・高齢者、心身障害者や地域住民等が自由に立ち寄れる憩いの場所、交流の場の確保を図る。 ・貸出施設の利用者は安定的であり、施設の適正管理を行い、利用者の安全を確保する。 ・指定管理者制度の活用等により、サービスの水準の維持・向上を図る。					
④事業の課題	・設置目的の機能の維持やサービスの提供を継続的に実施するに当たり、施設の老朽化による対応。 ・大規模改修の実施に伴い休館が必要な場合、貸出施設（ふれあいホールは1年前から予約可）の予約停止や利用料の減収による指定管理料の補填、社会福祉協議会事務室の代替等。					

⑤個別施設計画における再編等の方向性(令和3年6月時点)	再編の方向性	現状維持							
	保全の方向性及び実施時期の目安	大規模改修	令和5	建替え 又は 長寿命化改修	令和35	長寿命化後の建替え	令和55	(参考)建替え時 築年数	80
⑥再編モデル案 検討のための施設 特性整理	利用対象	市民一般			備考	・市民以外の利用も可能			
	需要傾向	利用需要変化なし				・コロナの影響で利用者数は減少したが、コロナ禍前の水準に徐々に戻っている。			
	規模適正度	規模適正							
	建物活用	多目的利用検討可能	○			・令和6年度からひばり分室の希望の家との統合に伴い、空きスペースができる。福祉課題や地域課題解決の事業等新たな取り組みが期待できる。 ・高齢者、心身障害者等の福祉の増進及び市民相互のふれあい活動を通じて福祉の向上を図る。			
		複合化・集約化によるサービス水準の向上が期待される	○						
		設置目的と異なる使用状況あり	×						
		単独機能での建物利用が望ましい	×						
		賃貸借物件での運営も可能(市有物件での運営は必須ではない)	×						
	利用圏域	市全域				・福祉サービスの質の向上。地域共生社会の実現に向けて地域福祉の推進。			
	広域化可能性	検討不可							
機能重複度	利用圏域に同種・類似施設がある(民間施設)	×							
	利用圏域に同種・類似施設がある(国・都・市施設)	×							
	利用圏域に同種・類似施設はない	○							
⑦施策との関連性	関連施策	第2次総合計画重点施策テーマ4「みんなが支え合い、育て合うまち」(第4章『保健福祉分野』第5章『教育・文化スポーツ分野』)							
	説明	第2次総合計画(重点施策)で掲げる住民サービス提供のために必要な施設であり、当該サービスの提供は施政方針でも位置付けられている。							
⑧再編方針及び修繕・改修等の考え方	【再編方針】				【修繕・改修】				
	・あきる野市社会福祉協議会事務所、こすもす福祉作業所、貸出施設、災害ボランティアセンター等の機能を有し、地域福祉の向上を担っており、継続して施設を維持する必要があることから、「現状維持」とする。				・施設の老朽化や定期的な点検・診断結果に基づき、実施することとする。				
⑨計画実行のスケジュール	想定実施年度	想定実施内容・想定額			想定実施年度	想定実施内容・想定額			
					令和14年度まで	大規模改修予定※ ※個別施設計画では、令和5年度実施目安としているが、未実施のため			
⑩計画実行に当たっての留意事項	—				・令和7年度～：大規模修繕に向けた検討を行う。 ・築39年[令和14年度(2032年度)]までに大規模改修を実施するか、築45年[令和20年度(2038年度)]頃をめどに建替えるかの検討が必要。				
⑪計画実行後の課題	・庁内関係部署と連携しながら検討していくとともに、市民や関係機関との連携についても考慮する必要がある。				—				